

## 2024年度 SYLLABUS 【博士後期課程】

授業科目名	地方財政論特別研究
担当教員名	伊多波良雄
科 目 の テ マ	<p>少子・高齢社会、さらにはグローバリゼーションが進展する中で、地方財政制度の見直しが急ピッチで進められている。この際、検討する内容は多義にわたっているが、主要な内容を次の3つにまとめることができる。第1に、公的部門と民間部門における公共サービス提供の役割の見直しがある。最近の公共経済の理論の進展、さらには新たな民間の経営手法の発達により、従来公的部門の範囲とも思われていたサービス提供が必ずしもそうでもないことが分かってきた。第2に、国と地方の財源の配分の検討が挙げられる。明治以降、国の財源が優先的に考えられてきたが、地方分権を迎え地方への財源委譲が必要になってきている。地方への財源委譲は、国税制度とも密接に絡んできておりきわめて難しい問題である。第3に、地域間の経済格差の是正が挙げられる。現在地域間の経済格差は、地域間の税収格差として現れており、この対策としては地方交付税制度がある。地方交付税制度は、地域の経済活性化と整合的な財政調整制度としては問題があると指摘されている。望ましい財政調整制度の検討が望まれる。</p> <p>こうした検討課題を解決していくことが、地方財政研究には求められている。本研究ではこのような意識を持ちながら、地方財政研究を進める。</p>
科 目 内 容 ・ 方 法 等	<p>従来の地方財政論は、税、地方債、補助金など地方財政制度を全体として検討するのではなく、それぞれの制度を別々に検討する形で進められていた。地方財政システムを検討する場合、今挙げたそれぞれの制度を熟知おかなければならることは言うまでもない。しかし、地域住民の経済厚生を最大限に引き上げるために、こういった制度を全体としてどのように運用していったらいいのかという観点がより重要になってくる。</p> <p>本研究は、このような観点からそれぞれの地方財政制度が、全体として地域住民の経済厚生に影響を及ぼしているのかに焦点を当てて進められる点が特徴である。この際、2つの方法が取られる。第1は、主要文献の輪読である。今述べたような形で講義を進めていくためのテキストとして Hindriks and Myles(2013)、chap.19(Fiscal Federalism)と chap.20(Fiscal Competition)や佐藤主光 (2009)『地方財政論入門』新世社が挙げられる。この他にも海外のジャーナルで参考になる文献も多くある。これら内外の主要論文を輪読する形で行う。第2は、実証分析の実施である。地方自治体の財政活動の評価は、これまで効用関数を特定化して行われてきた。しかし、十分な結果が得られているとは言えない。最近、幸福の経済学を応用して財政活動を評価する方法が提唱されている。本講義では幸福感分析と言われる最近の分析を学んだ上で、実証分析を試みる。受講生は、ミクロ経済学の基礎理論と計量経済学の初步的知識が要求される。</p>